

令和 2 年 3 月 27 日

ガス供給施設指定工事業者  
指定給水装置工事業者 各位

上越市ガス水道局建設課長

## 令和 2 年度装置工事単価改定及び主な変更点について（通知）

日頃から当市のガス水道事業にご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 4 月 1 日から適用する装置工事単価につきまして、下記のとおり改定しますので通知します。

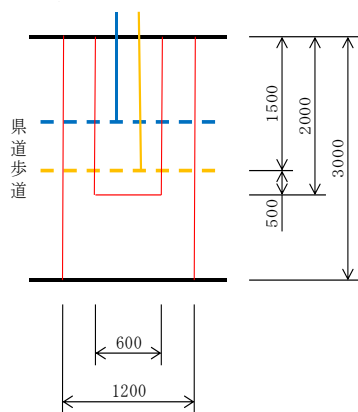
### 記

#### 1 土木工事の変更点

##### ① 県道・市道の歩道部の掘削復旧について

歩道部の舗装本復旧は掘削当日に行うことから、歩道部の掘削復旧費に含まれていた舗装関係の費用を別計上とし、影響幅を含めた全幅の面積を舗装本復旧の面積に計上してください。（車道部については変更なし。）

※例



#### 舗装本復旧面積

○従来

$$(1.2\text{m} \times 3.0\text{m}) - (0.6\text{m} \times 2.0\text{m}) = 2.4 \text{ m}^2$$

○見直し後（令和 2 年度から）

$$1.2\text{m} \times 3.0\text{m} = 3.6 \text{ m}^2$$

- ② ガス  $\phi 75 \text{ mm}$ 以上、又は水道  $\phi 30 \text{ mm}$ 以上のガス水道共同溝の標準掘削幅については 70 cmとします。
- ③ 管路最小掘削延長を 1.0mから 2.0mとします。（歩道等で幅員が 2.0m未満の場合は全幅を掘削延長とします。）
- ④ 管路掘削延長を官民境界（側溝等構造物を除く。）から本管上までの延長+50 cmとします。

2. 適用年月日とシステム入力について

令和2年度単価の適用は令和2年4月1日受付分からとします。

受付システムの入力は令和2年3月28日から令和2年度単価に切り替わります。

以上

上越市ガス水道局  
建設課 装置工事係 清水  
TEL 025-522-5515  
(内線 232)